

羽曳野市公共施設循環福祉バス及び公用車広告掲載業務取扱要領

制定 令和 3年 3月 11 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、羽曳野市広告掲載要綱(平成 17 年 11 月 30 日制定。以下「要綱」という。)第 4 条の規定に基づき、羽曳野市公共施設循環福祉バス及び公用車(以下「車両」という。)における車体広告掲載業務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第 2 条 車両に掲載することができる広告は、要綱別表に掲げる羽曳野市広告掲載基準を満たすものとする。

(広告掲載方法)

第 3 条 広告の掲載は、広告が印刷されたマグネットシート若しくは広告を貼り付けたマグネットシートを車両の車体に張り付ける方法により行うものとする。

(広告の掲載場所、規格、広告料等)

第 4 条 広告の掲載場所、規格、広告掲載料等については、別表のとおりとする。

(掲載期間)

第 5 条 掲載期間は1月を単位とし、連続して複数月にわたり掲載するときは最長 12 月(年度途中の場合は、当該年度の3月末まで)とする。

(広告の募集)

第 6 条 広告の募集は、羽曳野市ウェブサイトその他の方法により行うものとする。

2 広告の掲載を希望する者(以下「広告掲載申込者」という。)がない場合においては、個別に広告掲載の案内をし、又は適切な方法により選定した広告取扱者に広告の斡旋をさせることができるものとする。

(申込資格)

第 7 条 広告掲載申込者は、本市の市税を滞納している場合は、次条第 1 項の規定による申込みをすることができない。

2 広告掲載申込者が法人である場合にあつては、前項に定めるもののほか、当該法人の代表者が本市の市税を滞納しているときは、次条第 1 項の規定による申込みをすることができない。

3 広告掲載申込者の役員又は代表者が次の各号のいずれかに該当する場合は、次条第 1 項の規定による申込みをすることができない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員

(2) 羽曳野市暴力団排除条例(平成24年羽曳野市条例第17号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

(掲載申込)

第8条 広告掲載申込者は、羽曳野市循環バス及び公用車広告掲載申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 掲載を希望する広告案

(2) 代表者又は役員の氏名、ふりがな、住所、性別及び生年月日が記載された名簿

(3) 前2号に掲げる書類のほか、市長が必要とする書類

2 市長は、必要があると認めるときは、前条第3項各号のいずれかに該当するか否かを大阪府羽曳野警察署に対して照会し、回答を得るものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、前条の規定による広告掲載の申込みがあったときは、要綱第5条に定める羽曳野市広告掲載審査委員会(以下「委員会」という。)に広告の内容及び掲載の可否について審査を求めるものとする。

2 市長は、委員会からの報告に基づき、前条第1項第1号の広告案の内容が、第2条に規定する広告掲載の基準を満たしていると認められた広告について掲載を決定するものとする。

3 市長は、前項により広告の掲載又は不掲載を決定したときは、広告掲載申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載が決定した広告掲載申込者(以下「広告主」という。)は、羽曳野市の発行する納付書により納入期限内に広告掲載料を納入するものとする。

2 市長は、広告主が前項の期日までに広告掲載料を納入しない場合は、その掲載決定を取り消すものとする。又、市長は、当該未納入額につき前項に規定する納入期限の日の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の率を乗じて計算した遅延損害金の支払を請求することができる。

(広告の作成等)

第11条 広告の作成は、すべて広告主の負担により行うものとする。

2 広告主は、羽曳野市から広告の内容等の修正等の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(広告の掲載及び撤去等)

第12条 車両における広告の掲載及び撤去は、広告主の責任で行うものとする。

(広告の維持管理)

第 13 条 掲載期間中の広告は、広告主が維持管理を行い、常時適正な状態を保つこととし、これに要する費用は広告主の負担とする。

2 広告の掲示期間中に、羽曳野市の責めにより、当該広告に破損が生じた場合には、羽曳野市が当該広告の原状回復をしなければならない。

3 広告の掲示期間中に、次の各号により広告に被害が生じた場合は、広告主が当該広告の原状回復をしなければならない。

(1) 車両走行中に脱落し紛失した場合

(2) 経年に起因する色あせ、劣化等の場合

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、羽曳野市及び広告主双方の責めに帰することのできない事由による場合

(広告の内容等の変更及び修正)

第 14 条 広告掲載の期間中に内容の変更及び修正を行う場合、第 11 条各号の規定を準用する。

(広告等の移動)

第 15 条 市長は、効率的に広告を掲載するため、広告を掲載している車両の変更等既に掲載されている広告の掲載場所を広告主の承認を得た上で変更することができる。

(広告の著作権)

第 16 条 広告の著作権は、原則として、広告主に帰属するものとする。ただし、広告主と別途取り決めがあるときはこの限りではない。

(決定の取消し)

第 17 条 市長は、広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告の提出がないとき。

(3) 第 14 条の規定による広告内容の変更及び修正に応じないとき。

(4) 第 7 条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、広告主として適切でないと市長が判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、当該広告主に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項により月の途中で広告掲載の決定を取り消した場合、直ちに広告を撤去し、また、当該月の広告掲載料は還付しないものとする。

(広告主の責務)

第 18 条 広告主は、掲載した広告の内容について、一切の責任を負うものとする。又、掲載した

広告の内容についての質問及び苦情については、広告主が責任をもって対処する。

- 2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理及び第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。
- 4 広告主は、広告の掲載の権利を譲渡してはならない。

(損害賠償)

第 19 条 市長は次の各号のいずれかに該当する期間において、広告掲載を行わないことにつき損害賠償の責を負わない。

- (1) 事故や自然災害により、車両の運行ができない場合
- (2) 広告の掲載、撤去及び変更に要する期間
- (3) 広告の原状回復、維持管理に要する期間

(委任)

第 20 条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 3年 3月 12日から施行する。